

徳島大学病院医師・歯科医師労働時間取り扱い(業務判断)基準

I. 目的

医師・歯科医師（以下「医師等」という。）が診療等の業務の傍ら、自らの知識の習得や技能の向上を図るために行う学習、研究等(以下「研鑽」)については、労働時間に該当する場合と該当しない場合とがあるため、医師等の研鑽に係る労働時間該当性の明確化を図る。

なお、医師等の活動は、診療、教育、研究、管理運営、研鑽(自己研鑽の研究を含む)に区別することとする。

注)研究の位置づけが曖昧なため、業務としての研究と自己研鑽の研究を区別する。

II. 労働時間に関する原則的な考え方

1. 勤務時間内について

医師等が勤務時間中（裁量労働制適用医師等にあつては深夜時間・休日以外）に、所属長、上司又は指導的立場の者（以下上司等という）に指示された勤務場所において研鑽を行う場合は、すべて労働時間となる。

2. 勤務時間外（裁量労働制適用医師等にあつては深夜時間及び休日）について

勤務時間外に行う医師等の研鑽は、診療等の本来業務と直接の関連性（下記3.）がなく、かつ業務の遂行を上司等の明示・黙示の指示によらず行われる限り、院内外に拘わらず労働時間に該当しない。但し上司等の明示・黙示の指示により行われる場合は、労働時間に該当する。

例1)診療の準備又は診療に伴う後処理として不可欠なものは労働時間に該当する。

例2)各種研修等、受講が義務づけられている研鑽は労働時間に該当する。

例3)上司等からの奨励は、指示とは異なるため該当しない。

●用語について

黙示の指示

様々な事情により実質的に実施せざるを得ない場合や、人事上の評価の対象事項、実施しなかった場合に何らかの不利益を受けることがある場合は、形式上、推奨や奨励となっていた場合も黙示の指示があったものとする。

推奨、奨励等

実施の最終判断は本人の自由意志であり、実質的な実施の義務はなく、人事上の評価の対象とならず、実施しない場合でも不利益を受けることがない場合は黙示の指示ではなく推奨、奨励に該当するものとする。

3. 診療等の本来業務との直接の関連性の判断

診療等の本来業務との直接の関連性の判断は、職階の違いや当該医師等の経験、担当

する業務や診療状況、当該医師等に求める医療提供の水準等を踏まえて上司等が対象医師等ごとに個別に判断する。

4. 研究を本来の業務とする医師等の診療行為との関連性がない研究の取扱いについて (裁量労働制適用医師等)

医師等においては、研究活動が診療行為と不可分一体のものとして行われる事が多く、労働時間に該当する。ただし、診療行為と完全に離れて行われる研究活動で上司等の指示無く行う教育・研究(研鑽)は、深夜時間及び休日に行われる場合は労働時間に該当しない。

注1) 裁量労働制適用医師等における勤務時間

裁量労働制適用医師等については、同制度の対象外となる深夜又は休日に研鑽を行った場合に限り、業務との関連性や上司等の指示の有無が問われる。

注2) 労働時間に該当しない場合であっても、深夜時間における自己研鑽は推奨しない。

III. 上記原則に基づいた勤務時間外（裁量労働制適用者にあつては深夜時間及び休日）に行う労働時間となる業務とならない活動の具体的項目

なお、「教育」及び「研究」の取り扱いについては、他部局との調整を行う必要があるため、本基準では「診療」に関する事項についてのみ規定する。

1. 業務となる診療の一例

1) 医師等が患者のために行う全ての医療行為

準備、インフォームド・コンセント、カルテ記載、診療及び検査計画の策定と指示、画像診断、処置、治験等を含む。

2) 手術(手術室入室から退室まで)

内視鏡等他の侵襲性検査や治療を含み、標本整理も含む。

3) 見学中に診療を行った場合は診療行為の時間が労働時間となる。また、見学中に診療を行うことが慣習化、状態化している場合については見学の時間全てが労働時間に該当する。

4) 上司等から命じられたカンファレンス

5) 研修医・専攻医に対する診療の指導

6) やむを得ず緊急を要する電話診療や回診と患者対応（→カルテ記載されること。）

2. 業務とならない活動の一例(診療関係)

1) 自身のスキルアップ目的のトレーニング。見学や見学の待機時間を含む。

2) 専門医取得や更新のための研修会等への出席、データ整理、論文執筆

3) 最新治療法、新薬等の将来を見越しての情報収集

4) 出席が任意であるカンファレンス(推奨を含む)

- 5) 家族等への術前説明の時間が決まっている場合のそれまでの間の待ち時間
- 6) 手術記録と関係しない外科治療後のビデオ編集
- 7) 推奨される抄読会

3. 業務となる管理・運営の一例

- 1) 大学・病院あるいは診療科運営のための委員会、審議会、会議への出席
病院内における資料作成及びメール連絡業務を含む。
- 2) 病院が受講を義務づけている研修・講演及び会議
ビデオ受講等も含む。
- 3) 病院内における調書作成と入力
教員再任審査申請書、教員活動評価調書等
- 4) 医局会

4. 業務とならない管理・運営の一例

- 1) 受講が任意である研修、講演及び会議

5. その他業務となる事項の一例

- 1) 大学が主宰・派遣する社会貢献活動
大学・病院が承認した活動であり、兼業は除く。

※2, 4で業務とならないとした場合でも、病院の活動等の本来業務との関連性を上司や病院側が必要と認めた場合や上司から指示を受けた場合は業務として取り扱う。

参考：勤務時間外における研鑽の労働時間該当性のイメージ図

		上司等の明示、黙示の指示	
		あり	なし
本来業務との 関連性 ※1	あり	労働時間に該当	労働時間に該当
	なし	労働時間に該当	労働時間に該当しない

※ 職階の違いや当該医師等の経験、担当する業務や診療状況、当該医師に求める医療提供水準等を踏まえて対象医師毎に個別に判断する。

※ 時間外：裁量労働制適用者（教員）（深夜時間（22:00～5:00）

：裁量労働制適用者以外（一部の教員、医員、診療支援医師）は勤務時間外